

第 22 回秋田県障害者スポーツ大会

実 施 要 綱

1 目的

秋田県内の身体障害者、知的障害者、精神障害者が一堂に会し、各競技を通じて体力の維持増強と相互の交流を図るとともに、障害者に対する県民の理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

2 主催

秋田県・一般社団法人秋田県障害者スポーツ協会

3 共催（予定）

社会福祉法人秋田県身体障害者福祉協会・公益社団法人秋田県手をつなぐ育成会・特定非営利活動法人秋田県精神保健福祉会連合会

4 後援（予定）

公益財団法人秋田県スポーツ協会・秋田県教育委員会・秋田市・秋田県市長会・秋田県町村会・一般社団法人秋田県医師会・一般社団法人秋田県薬剤師会・社会福祉法人秋田県社会福祉協議会・日本赤十字社秋田県支部・社会福祉法人秋田県共同募金会・一般財団法人秋田陸上競技協会・一般社団法人秋田県水泳連盟・秋田県卓球協会・秋田県バレーボール協会・秋田県アーチェリー協会・秋田県ボウリング連盟・秋田県障害者フライングディスク協会・秋田県ボッチャ協会・秋田県特別支援学校体育連盟・秋田県精神保健福祉士協会・秋田県身体障害者施設協議会・一般社団法人秋田県視覚障害者福祉協会・一般社団法人秋田県聴力障害者協会・秋田県車いす連合会・秋田県知的障害者福祉協会・秋田県精神保健福祉協会・秋田県精神障害者スポーツ推進協議会・秋田県障がい者スポーツ指導者協議会・公益社団法人秋田県理学療法士会・秋田県手話サークル連絡協議会・特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会秋田県支部・秋田県スポーツ推進委員協議会・秋田県広域スポーツセンター・日本労働組合総連合会秋田県連合会・秋田魁新報社・朝日新聞秋田総局・毎日新聞秋田支局・読売新聞秋田支局・産経新聞社秋田支局・時事通信社秋田支局・共同通信社秋田支局・NHK秋田放送局・A B S秋田放送・A K T秋田テレビ・A A B秋田朝日放送・エフエム秋田・C N A秋田ケーブルテレビ・日本生命保険相互会社・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（順不同）

5 協賛（予定）

秋田中央ロータリークラブ・秋田北ロータリークラブ・秋田西ロータリークラブ・秋田港ロータリークラブ・丸島商事株式会社・有限会社池田看板・株式会社千秋義肢製作所・株式会社佐々木義肢製作所・秋田共立株式会社・有限会社工藤スポーツ・社会福祉法人秋田県身体障害者福祉協会障害者支援施設秋田ワークセンター・有限会社秋田ランチサービス・高橋論司法書士行政書士事務所（順不同）

6 大会期日および実施競技・会場

期日	実施競技	会場
8 月 24 日（土）	ボッチャ	秋田県心身障害者総合福祉センター 体育館 秋田県社会福祉会館 展示ホール （秋田市旭北栄町 1-5）
9 月 14 日（土）	アーチェリー	秋田県勤労身体障害者スポーツセンター グラウンド （秋田市新屋下川原町 2-4）
	サウンドテーブルテニス	秋田県心身障害者総合福祉センター 体育館 （秋田市旭北栄町 1-5）
	ボウリング	ロックンボウル （秋田市広面字長沼 301）
9 月 21 日（土）	一般卓球	秋田テルサ 体育館 （秋田市御所野地蔵田 3-1-1）
	バレーボール（精神障害）	秋田県立体育館 （秋田市八橋運動公園 1-12）
9 月 23 日（月・祝）	陸上競技	ソユースタジアム （秋田市八橋運動公園 1-10）
	フライングディスク	秋田スポーツ P L U S ・ A S P スタジアム （秋田市八橋運動公園 1-1）
9 月 28 日（土）	水泳	秋田県立総合プール サブプール （秋田市新屋町砂奴寄 4-6）

7 大会出場資格

秋田県に現住所を有し、次の（１）～（３）のいずれかを満たす者とする。

- （１）身体障害者は、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者で、令和 6 年 4 月 1 日現在満 12 歳以上の者。
- （２）知的障害者は、厚生事務次官通知（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）による療育手帳の交付を受けた者、あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者で、令和 6 年 4 月 1 日現在満 12 歳以上の者。
- （３）精神障害者は、精神保健及び精神保健福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者で、令和 6 年 4 月 1 日現在満 12 歳以上の者。

8 競技規則

令和 6 年度全国障害者スポーツ大会競技規則（（公財）日本パラスポーツ協会制定）および必要事項は別に定める。

9 競技・種目および障害・年齢区分

別紙「第 22 回秋田県障害者スポーツ大会競技・種目および障害区分表」のとおりとし、年齢区分は次のとおりとする。ただし、年齢区分のない競技はこの限りではない。

身体障害者	1 部	令和 6 年 4 月 1 日の満年齢が 39 歳以下の者
精神障害者	2 部	令和 6 年 4 月 1 日の満年齢が 40 歳以上の者
知的障害者	少年	令和 6 年 4 月 1 日の満年齢が 19 歳以下の者
	青年	令和 6 年 4 月 1 日の満年齢が 20 歳以上 35 歳以下の者
	壮年	令和 6 年 4 月 1 日の満年齢が 36 歳以上の者

10 出場制限

- (1) 1 人 1 競技とする。
- (2) 水泳、フライングディスクは 2 種目まで出場することができる。
- (3) 陸上競技のリレー種目に出場する選手は 2 種目、水泳のリレー種目に出場する選手は 3 種目まで出場することができる。ただし、リレー種目だけの出場は認めない。

11 参加申込

別紙申込方法による。なお、締切日は 5 月 15 日（水）とし、申込書類は大会事務局へ郵送するか直接提出すること。なお、在宅障害者の締切日は次の通りとする。

各市町村障害福祉担当課（在宅の身体・知的障害者対象）	5 月 10 日（金）
秋田市保健所および各地域振興局福祉環境部（在宅の精神障害者対象）	左記の各窓口まで提出

12 参加費

すべての競技において無料とする。

13 競技方法

各競技の要領による。

14 表彰

- (1) 各競技種目の各組単位で同一区分毎に 1 位から 3 位までの競技者にメダルを授与する。なお、陸上競技における視覚障害選手の伴走者およびボッチャにおけるランプオペレーターについても、選手と同様にメダルを授与する。
- (2) 陸上競技と水泳のリレー種目およびバレーボール（精神障害）においては、1 位から 3 位のチームに賞状を、1 位から 3 位までの選手にメダルを授与する。
- (3) 表彰式は行わず、メダルおよび賞状は所属先（在宅者は自宅）へ送付する。

15 全国大会及びブロック予選会の選手選考

本大会は、次の大会への選手派遣選考大会とする。

- (1) 第 24 回全国障害者スポーツ大会（滋賀大会）
- (2) 第 24 回全国障害者スポーツ大会バレーボール競技（精神障害の部）北海道・東北ブロック予選会
※優勝したチームが本大会への出場を辞退した場合、順次、順位の上位チームに出場権を与える。

16 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策

- (1) 大会当日まで、日頃の体調管理に努めること。大会当日、各会場の受付にて検温と手指消毒を行い、体温が 37.5℃以上の場合や体調が優れない場合は棄権とする。
- (2) 選手本人または同居家族等身近な人が過去 5 日以内に新型コロナウイルスの症状を発症し、その後、新型コロナウイルス陽性となった場合は棄権とする。
- (3) 有観客とし、観客者数は制限しない。ただし、入場の際に検温と手指の消毒を行い、体温が 37.5℃以上の場合や体調が優れない場合は入場不可とする。
- (4) 屋外でのマスク着用は原則不要だが、人との距離が保てず会話をする場合は着用すること。屋内では距離が確保でき会話をほとんど行わない場合をのぞき、マスクを着用すること。
- (5) 施設や団体でバス等により大人数で来場する場合、引率責任者は乗車前に全員の体調を確認すること。会場到着後、受付で検温し、体温が 37.5℃以上の場合や体調が優れない場合は、該当者のみ棄権とする。
- (6) 大会中および大会終了後 2 日以内に新型コロナウイルスの症状を発症し、その後、新型コロナウイルス陽性となった場合は、大会事務局に速やかに報告すること。

17 健康・安全管理

- (1) 感染症の感染拡大、猛暑や豪雨等により、参加者の健康・安全が確保できないときは、主催者において競技運営の変更や、大会を中止とする場合がある。
- (2) 競技に参加する者は、健康上支障のない者とし、自己の責任において参加すること。特に、参加にあたり自己の障害および体調に不安がある場合は、事前に医師に相談すること。
- (3) ケガや体調不良については県関係機関等の協力により応急処置のみとするが、必要に応じて医療機関へ救急搬送する場合がある。
- (4) 競技中に故障した補装具の修理は、補装具業者の協力を得て行う。
- (5) 主催者において傷害保険に一括加入する。補償内容は次のとおりであるが、これ以上の補償を望む場合には、各自で別途保険に加入すること。

補償内容 死亡・後遺障害 187 万円 入院 2,800 円 通院 1,950 円

18 個人情報

参加申込書の提出をもって、大会中に撮影された写真および映像の公開について承諾したものとす

る。

19 その他

この要綱に定めるものの他、大会の実施に関して必要な事項は別に定める。

20 事務局

一般社団法人秋田県障害者スポーツ協会

〒010-0922 秋田市旭北栄町 1-5 秋田県社会福祉会館 5 階

TEL 018-864-2750 FAX 018-874-9467